

ずつの列車位置表示灯が設けてある。列車位置表示灯の外側には、その A. T. C. 進路を制御する**臨時速度制限**てこならびに**臨時速度制限表示灯**が、相互に対照しやすいように配置してある。なお、臨時速度制限装置は、徐行を設定するときおよび解除するとき以外、取り扱ってはならないため、ガラスの引き戸を設け、常時鎖錠封印できるようにしている。

信号符合伝送装置は、停車場から離れた所にある*信号機器室に、臨時速度制限てこの位置を伝送するとともに、各 A. T. C. 進路に列車があるかないか、70 信号を現示するようになっていくかどうかを、信号機器室から停車場まで伝送するものである。

臨時速度制御継電器 (LmR)とは、臨時速度制限てこを 70 位置にすることにより、A. T. C. の信号現示を最高 70 信号に低下するための継電器で、信号現示が 70 をこえる A. T. C. 進路の軌道回路送信機ごとに 1 個ずつ設けてある。

すなわち臨時速度制限てこによる信号制御区間は、A. T. C. 進路一つずつを単位として行なっているから、一般には徐行を必要とする区間および速度とは一致していない。したがって徐行区間および徐行速度が指定されたときには、電車のブレーキ性能、加速性能を考慮し、徐行速度を超過しないようにするとともに、運転時分の損失ならびに電車電動機に与える影響を極力減少するように、取り扱うべき臨時速度制限てこの番号ならびに本数を慎重に決定している。また、駅で臨時速度制限てこを取り扱うときは、徐行を要する軌道回路の短絡による列車位置表示灯の点灯を確認し、先に決められているてこ番号と相違しないことを確認するという方法によって、取扱いの誤りを防止している。(佐藤圭志)

りんじてつどうほうせいちょうさかい 臨時鉄道法制調査会 [運輸省設置法の一部を改正する法律] (昭和 38 年法律第 60 号, 38・4・1 施行) により, 昭和 40・3・31 まで置かれた運輸省の附属機関。運輸大臣の諮問に応じて鉄道法制に関する重要事項, 特に鉄道営業法の全面改正について調査審議を行なった。昭和 38・5・29 第 1 回の会合を開催して運輸大臣の諮問を受けた後, 29 回の本会議と 4 回の小委員会を開催して調査審議を行ない, 昭和 40・3・31 運輸大臣に答申書を提出した。答申書提出の際の委員は, 次のとおりである。

会 長	鈴木 竹雄	東京大学教授
会長代理	小町谷操三	東北大学名誉教授
委 員	石井 照正	日本通運常務取締役
	植田 純一	鉄道貨物協会理事
	加藤 一郎	東京大学教授
	権田 良彦	日本交通公社監事
	高橋 秀雄	早稲田大学教授

田上 稜治	一橋大学教授
古谷 善亮	私鉄経営者協会専務理事
渡辺三樹男	評論家
吉国 一郎	内閣法制次長
竹内 寿平	法務事務次官
広瀬 真一	運輸事務次官
今村 義夫	国鉄常務理事

調査会は, 第 2 回から第 5 回までは, わが国および外国の鉄道事業および鉄道法制の現状について関係者の説明を聴取した後, 第 5 回から第 15 回まで, 鉄道と利用者との運送関係についての問題点につき第 1 読会を行ない, さらにこの審議に基づき作成された要綱案について, 第 16 回から第 26 回まで第 2 読会および第 3 読会を行なった。その後, 4 回の小委員会を開催して答申書案の作成を行ない, 第 27 回および第 28 回の会合において答申書を検討して第 29 回の会合 (昭和 40・3・31) において運輸大臣に答申書を提出した。

本調査会において調査審議されたおもな問題点は, 次のとおりである。

- 1 鉄道と利用者との運送関係一般についての問題点
 - (1) 運送約款のあり方について
 - (2) 運賃その他の運送条件の公告, 掲示, 備付けについて
 - (3) 運送引受義務について
 - (4) 不当差別取扱禁止規定について
 - (5) 運賃の決定方法に関する諸規定について
 - (6) 増運賃について
 - (7) 運賃・料金の払いもどし, 契約解除について
- 2 鉄道と旅客との運送関係についての問題点
 - (1) 定期乗車券の権利義務関係について
 - (2) 旅客の損害賠償制度について
 - (3) 手荷物制度について
- 3 鉄道と荷主との運送関係についての問題点
 - (1) 運送順序について
 - (2) 貨物引換証について
 - (3) 貨物の損害賠償, 要償額表示制度について
- 4 異なる運送事業者および異なる運送機関との運送調整についての問題点
 - (1) 連絡運輸, 通し運送について
 - (2) 代行輸送について
 - (3) 集貨・配達について
- 5 鉄道係員および罰則についての問題点
 - (1) 鉄道係員に関する規定について
 - (2) 旅客公衆に対する罰則について (井山嗣夫)